

川崎市営住宅等明渡請求審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市営住宅条例(昭和37年川崎市条例第32号)に基づく住宅(以下「市営住宅」という。及び川崎市特定公共賃貸住宅条例(平成5年川崎市条例第42号)に基づく住宅(以下「特公賃住宅」という。))明渡請求権等の執行の公平を期することを目的として、川崎市営住宅等明渡請求審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 次に掲げる者のうち、明渡請求等の対象者となる者の選定について審査すること。
 - ア 市営住宅の高額所得者
 - イ 市営住宅及び特公賃住宅の使用料を滞納している者
 - ウ 即決和解の和解条項不履行者の法的措置対象者
 - エ 川崎市営住宅条例又は川崎市特定公共賃貸住宅条例に違反している者
- (2) 川崎市営住宅高額所得者明渡請求事務処理要綱及び川崎市営住宅等使用料滞納整理事務処理要綱の規定による報告を受けること。

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) まちづくり局総務部長
- (2) まちづくり局総務部庶務課長
- (3) まちづくり局総務部企画課長
- (4) まちづくり局住宅政策部長
- (5) まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長
- (6) まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長

3 会長は、まちづくり局長をもって充てる。

4 会長は、審査会を代表し、会務を総括する。

5 審査会に副会長を置き、まちづくり局総務部長をもって充てる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の3分の2以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否が同数のときは、議長が決する。

4 日程上又は緊急を要する等の事由により、会議の開催が困難なときは、庶務が持回りによって、会務を処理することができるものとする。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その者から説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課指導担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年7月20日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年2月2日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。